

千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱

平成12年 4月 1日 制定

平成22年 4月 1日 改正

平成23年 4月 1日 改正

平成25年 4月 1日 改正

平成26年 4月 1日 改正

平成31年 4月 1日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、排出事業者に県外産業廃棄物の千葉市内での埋立処分（以下「市内処分」という。）について事前協議を行わせることにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する事業者の責任を明確にし、県外産業廃棄物の不法投棄の防止等を図るとともに、市内処分に係る処分業者に処分計画書を提出させること等により、産業廃棄物の計画的な処理を促進し、産業廃棄物の最終処分場の確保を図り、もって本市の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 排出事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者をいう。
- (3) 排出事業場 工場、工事現場その他の産業廃棄物を排出する事業活動の用に供される施設をいう。
- (4) 県外産業廃棄物 産業廃棄物のうち千葉県外の排出事業場から排出される産業廃棄物をいう。
- (5) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (6) 処分業者 千葉市内に産業廃棄物処理施設を設置している者をいう。

(協議書の提出)

第3条 排出事業者は、新たに市内処分を他の者に委託し、又は自ら行おうとするときは、その15日前までに、排出事業場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した協議書（以下「協議書」という。）正副2部を市長に提出しなければならない。

- (1) 排出事業者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 排出事業場の名称及び所在地並びに建設工事現場である排出事業場にあつては発注者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名

- (3) 産業廃棄物管理責任者(第7条第3項に規定する産業廃棄物管理責任者をいう。以下同じ)の氏名
- (4) 産業廃棄物の種類及び数量
- (5) 市内処分を他の者に委託しようとする場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに委託しようとする期間、自ら市内処分を行おうとする場合にあってはその期間
- (6) 産業廃棄物の運搬先の産業廃棄物処理施設の名称及び所在地並びに産業廃棄物の処分の方法
- (7) 市内処分を行おうとする理由

2 排出事業者は、協議書に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。

- (1) 市内処分を行うに当たって法令及びこの要綱に従う旨の誓約書
- (2) 市内処分を他の者に委託しようとする場合にあっては、委託契約書の写し及び受託者の産業廃棄物処理業の許可証の写し
- (3) 産業廃棄物の発生工程を明らかにする書面
- (4) 産業廃棄物が有害物質(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)別表第5の下欄に掲げる物質をいう。)を含む場合にあっては、協議書を提出しようとする日前6か月以内に実施した当該有害物質に係る溶出試験又は含有量試験の結果を記載した書面
- (5) その他市長が必要あると認める書面及び図面

3 本条の規定は産業廃棄物の種類が廃石綿等または石綿含有産業廃棄物のみである場合は適用しない。

(通知書の交付等)

第4条 市長は、協議書の提出があった場合には、その内容を審査し、必要に応じて次条の規定により指導を行った上、この要綱の目的に照らして支障がないと認められるときは、その旨を記載した通知書(以下「通知書」という。)を協議書を提出した排出事業者に交付するものとする。

2 排出事業者は、通知書の交付を受けた後でなければ市内処分を他の者に委託し、又は自ら行っていない。

(指導の基準)

第5条 市長は、協議書の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、必要な指導を行うものとする。

- (1) 市長の改善指導等を受けている処分業者が設置する産業廃棄物処理施設で市内処分を行おうとする場合
- (2) 千葉県外の産業廃棄物積替・保管施設を経由した産業廃棄物の市内処分を行おうとする場

合

(3) 千葉県外の選別による中間処理施設から排出された産業廃棄物の市内処分を行おうとする場合

(4) その他法令及びこの要綱に適合しない場合

(変更協議書の提出等)

第6条 通知書の交付を受けた排出事業者は、次の各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、変更をしようとする日の15日前までに、その旨を記載した変更協議書を市長に提出しなければならない。

(1) 県外産業廃棄物の種類及び数量

(2) 市内処分を他の者に委託している場合にあっては委託する期間、自ら行っている場合にあってはその期間

(3) 市内処分を委託している場合の受託者

(4) 県外産業廃棄物の運搬先の産業廃棄物処理施設

2 第3条第2項、第4条及び第5条の規定は、前項の規定による変更協議書の提出について準用する。

3 通知書の交付を受けた排出事業者は、次の各号に掲げる事項の変更をしたときは、変更の日から10日以内にその旨を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 排出事業者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、代表者の氏名

(2) 排出事業場の名称

(3) 産業廃棄物管理責任者の氏名

(産業廃棄物管理票による管理等)

第7条 通知書の交付を受けた排出事業者は、市内処分を他の者に委託し、又は自ら行うに当たっては、法第12条の3に規定する産業廃棄物管理票（以下「産業廃棄物管理票」という。）を作成し、県外産業廃棄物の種類及び数量の適正な管理並びに適正な処理の確認を行うものとする。この場合において、産業廃棄物管理票には通知書の日付及び番号を記載するものとする。

2 前項に規定するもののほか、通知書の交付を受けた排出事業者は、市内処分を他の者に委託するに当たっては通知書の写しを受託者に交付するものとする。

3 通知書の交付を受けた排出事業者は、産業廃棄物管理票を適正に管理するため、排出事業場ごとに産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。

第8条及び第9条（削除）

(現地調査等)

第10条 市長は、県外産業廃棄物の適正処理のため必要があると認めるときは、県外産業廃棄物を排出した排出事業場等の現地調査を実施するものとする。

2 市長は、県外産業廃棄物の適正処理のため必要があると認めるときは、県外産業廃棄物を排出した排出事業場を管轄する都道府県の知事あるいは指定都市または中核市の長に対し、排出事業者等の指導を要請するものとする。

3 市長は、県外産業廃棄物の適正処理のため必要があると認めるときは、産業廃棄物管理票の記載事項について、産業廃棄物管理責任者に報告を求めることができる。

4 市長は、県外産業廃棄物の処理の状況を確認するため、関係機関の協力を得て必要な措置を講ずるものとする。

(処分業者の確認)

第11条 処分業者は、市内処分の委託を受けるに当たっては、事前に法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項の規定により許可を受けている事業の範囲内で適正に処理できるものであることを確認するものとする。

(処分業者の処理)

第12条 処分業者は、市内処分の委託を受けた場合には、排出事業者から通知書の写しの交付を受けるものとする。

2 処分業者は、前項の規定により通知書の写しの交付を受けた後でなければ市内処分を行ってはならない。

3 処分業者は、市内処分を行うに当たっては、産業廃棄物管理票により県外産業廃棄物の種類及び数量の適正な管理を行うものとする。

4 処分業者は、第1項に規定する通知書の写しを委託期間満了後2年間保存するものとする。

(処分計画書の提出)

第13条 市内処分に係る処分業者は、その設置している産業廃棄物処理施設ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した次年度の処分計画書を毎年1月31日までに市長に提出するものとする。

(1) 処分業者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 産業廃棄物処理施設の名称及び所在地

(3) 産業廃棄物処理施設の残存容量

(4) 産業廃棄物の種類別、月別並びに排出事業場の千葉県内及び千葉県外別の処分予定量

2 前項に規定するもののほか、新たに法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項の規定により許可を受けた市内処分に係る処分業者にあっては、許可後30日以内に当該年度の処分計画書を市長に提出するものとする。この場合において、その許可が2月1日から3月31日までの間に行われたときは、次年度の処分計画書も併

せて提出するものとする。

(処分業者の指導)

第14条 市長は、前条に規定する処分計画書又は次条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、その内容が千葉県内の排出事業場から排出される産業廃棄物を優先して処分するものでないこと等によりこの要綱の目的の達成に支障が生ずるおそれがあると認められるときは、必要な指導を行うものとする。

(処分業者の実績報告)

第15条 市内処分に係る処分業者にあつては、毎年度の産業廃棄物の処分実績を記載した報告書を翌年度の6月30日までに、市長に提出するものとする。

(公表)

第16条 市長は、排出事業者及び処分業者がこの要綱に基づく指導、勧告に従わない場合はその旨を公表するものとする。

(委任)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに改正前の千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の規定によりなされた協議、届出等の手続は、制定後の千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第15条に規定にかかわらず、平成24年度の産業廃棄物の処分実績を記載した報告書については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第15条の規定にかかわらず、平成30年度の産業廃棄物の処分実績を記載した報告書については、なお、従前の例による。